

令和元年度第2回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

令和元年度第2回公共調達監視委員会を令和元年12月4日(水)に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 平成31年4月1日～令和元年6月30日

2 公共調達審査会審議結果報告(公共調達審査会委員長)

令和元年12月4日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が平成31年4月1日から令和元年6月30日の間の契約締結案件97件を審議した結果、全案件について、適正な処理であると判断しました。

3 抽出結果の報告(抽出担当委員)

抽出担当委員より、対象期間は平成31年4月1日から令和元年6月30日まで、対象案件97全てを抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

4 対象案件の審議

対象案件中58件は一般競争入札によるもので、39件が随意契約によるものであった。事務局から公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

委員長 競争入札【物品】通番7、9、15については、落札率が高いと思われませんが、とくに通番15の「平成31年度のコニカミノルタ製電子複写機等保守管理業務委託契約」は落札率100%ですが、この要因はどのようなものでしょうか。

局 通番15の「平成31年度のコニカミノルタ製電子複写機等保守管理業務委託契約」につきましては、落札率が100%となっており、予定価格については、前年度を上回る予定価格の設定は考えておりません。また、価格を低くすると不落札となることから前年度を踏襲した算定予定価格とせざるを得ないものです。

委員長 事実上随意契約のように思われます。少しでも経費節減に繋げるように価格について前年度と同じではなくもう少しシビアに設定した方が良いのではと考えます。

委員 コニカミノルタ製についての保守管理であることから仕方がないこととも考えられます。過去資料が加わっていれば仕方がないことはわかりますが、これだけを見れば100%なので随意契約ととられてしまいます。

印刷機や複写機は一度購入してしまうと保守契約でこうなってしまう。

委員長 非常に廉価で最初に納入して保守管理が加わるとこうなってしまう。

委員 全体として総合的に考えて今後は購入と保守点検を考えて検討されてはと思います。

局 メーカーも今は販売よりも保守管理で利益を出しているところもあります。高値安定、固定化しないように取り組むべきところはあると考えます。

競争入札の結果の不落随契となって予定価格を超えたとしても止むを得ない。もしくは前段の価格で再度入札をして価格固定化するのはとのご指摘の点は見直すなどの工夫の余地はあると考えます。

前年の契約を基本に算出すると固定化することもあり、少し工夫をする必要はあると認識しております。

委員 来年度もありまか。

局 コニカミノルタ製のコピー機を保有する限り次年度以降もあります。

委員 人件費等コストも上昇することから下がる余地はないかも知れませんが。

局 価格が固定化されないように今後とも検討を行うこととします。

委員長 最初に機器を導入する際に、予め将来的な保守点検費用に関しては、経済状況等考慮して価格を設定する話しをしていくことは

条件を付すことでなければ、可能なのでしょうか。

- 局
委員長
局
委員長
委員
局
委員
局
委員
委員長
委員
局
- それは構いません。
- 競争入札の主旨を理解してもらう上で必要かと考えます。
- 結果的に昨年度同様の価格であっても、策は講じての結果と無策とでは意味が異なりますので、ご指摘を踏まえて行きたいと考えています。
- 競争入札【物品】通番7の「平成31年度官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）」、空調設備の保守点検も同様だと思いますが、98%の落札率と高くなっています。
- ちなみに何施設分でしょうか。漁連が契約となっていますが、漁連がこう言う事業をやっているということですか。
- ガソリンについてですが、香住所を除く約20施設です。
- 施設の範囲が広範囲にわたっていますが、漁連も日本海から淡路まで広範囲であり参加してきたのでしょうか。
- エリアことに分割する方法もありますが、全県単位とすると参加業者は限定されることはあります。
- 漁連は、行書事業者向けに大量共同購入していることもあり、安価で対応できると思います。
- ただいま対象にしました案件について、他に意見はございませんか。
- もう一つ案件通番20の「平成31年度自動車（レンタカー）賃貸借契約」についてですが、ETC貸出等の仕様が敬遠され1者応札となったとありますが、ETCの貸出とはどういう意味合いでしょうか。
- 官用車ではETCを装備しており、ETC割引が適用されるのですがレンタカーの場合では車両が特定されていなければならないことから、レンタカーの賃貸借経費とETC利用料を併せて精算する要件を満たそうとすると、今のところ対応するのがトヨタレンタリースの1者のみということです。
- 手数料は発生しますが、職員が立て替えて後日精算するより

も ETC による通行料金の割引が大きいので会計事務の簡素化及び経費の低減により仕様に加えております。

委員長 ETC の利用料金をすべてレンタカー会社に負担させるという内容のものではないのですね。

局 レンタカーの賃貸借経費と ETC 利用料を併せて精算するもので、レンタカー会社に損はありません。

局 レンタカーであれば、ETC は標準的装備であると考えて仕様に盛り込みましたが、必ずしもそうではないようです。

委員 例としてレギュラーガソリンとなっていますが、レギュラー以外もあるのでしょうか。通番 7 ですが。

委員長 仕様書に書いてありますね。

局 官用車はレギュラーガソリン仕様のみでハイオク仕様はありません。

委員長 それでは随意契約対象案件についてご質問、意見はございませんでしょうか。

委員 「平成 31・32 年度地域若者サポートステーション事業委託契約」とは具体的にはどのような内容の委託事業でしょうか。

局 仕様書に記載しておりますとおり、就職氷河期無業者一体型支援モデルプログラムで、就職氷河期に就職出来なかった方々を中心に、ゼロから就職まで出来るようにサポートするものです。一体型と言うのは国だけではなく地方公共団体とも連携を図る事業です。

支援対象者の詳細につきましては、仕様書の 5 の項目のとおり、原則として 15 歳から 39 歳までの、就業しておらず、家事も通学もしていない若年無業者等です。

委員長 委託実施業者について同種類の委託事業やセミナー等の過去の実績は要件にはなっていないのでしょうか。

局 同様の事業は他のもありますが、その実績が本委託事業の条件にはなっておりません。当該委託事業は例年ありますがその実績は要件にはなっておりません。

委員 この事業において就業した人数やセミナーの出席者数等成果を問われる内容になっているのでしょうか。

局 事業によっては、一定の成果が得られない場合は、委託額が減額される場合もありますが、すでに必要経費も発生しておますので減額となることは殆どありません。

委員 31・32年度で2年度分となっておりますが、金額は2年度分でしょうか。

局 2年度分の金額となっております。

委員 年度ごとのチェックはあるのでしょうか。

局 年度毎に精算を行い翌年度に監査として成果の確認は実施しております。

委員 監査の内容については、委託費の支出が適正か成果の状況はどうでしょうか。

 支援対象者の範囲はわかりますが、このような状況の方はひきこもり状態であったり、なかなか支援の入口まで来てもらうのは大変だと思います。

 どのような形で成果についての評価を出されるのでしょうか。

局 自治体等でひきこもり支援等を行っておりますので、その方々を支援対象者として就職に、職業訓練や職業紹介等のサポートを行っており、まさしく自治体等との連携と役割分担となっております。

委員長 成果をチェックするシステムが委託契約に係る審査と併せて必要かと考えます。

局 年度毎に提出される事業報告書により事業の状況を確認し、その他に経費の執行状況について監査を実施し把握しております。

 31年度において成果が芳しくない場合は、翌年度において事業者改善を求めることになっております。

委員 ひきこもりの方にいきなりステーションに来ていただくこ

とは非常に困難と思われませんが、具体的にどのようなされているのでしょうか。

局 やはり支援対象者に足を運んで頂くことは自治体等に依頼しております。

局 いきなり直接ハローワークへ来られることは難しいので、職業紹介に至る前段として、支援対象者の現状の確認であるとか、相談の窓口として利用して頂き、職業紹介に向けてハローワークに繋いでいただくこととなります。就職に至った方もおられ実績となっています。

委員 この受託業者は、若者サポート事業は何回もされているのでしょうか。

局 県下で他にも若者サポート事業を行っております。この受託業者も、他の委託事業で職業紹介に至るまでの窓口としての実績とノウハウを持っております。

委員 今回3回の入札の結果不落札となって、随意契約となっていますが、やはり金額の面で折り合わなかったということでしょうか。

局 そのとおりです。

5 審議結果（委員長）

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、運営要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

また、運営要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事の概要を公表、ホームページへ掲載することとします。

6 閉会